## 医師確保の方針について

医師偏在指標の暫定値を第2回山形県地域医療対策協議会(R1.10.10)で提示しているが、令和元年12月12日に厚生 労働省から本県及び県内医療圏の医師偏在指標の改定値が改めて示された。(全国一覧は令和2年1月以降に公表される予定)

医師偏在指標について(人口あたりの患者数と医師の労働時間で補正した医師数で医師の偏在を示すもの)

圏域	医師偏在指標	順位	区分
全 国	239. 8	ı	_
山形県	191. 8	40	医師少数県
村 山	233. 9	71	医師多数区域
最 上	110. 6	334	医師少数区域
置賜	166. 3	208	医師少数でも多数でもない区域
庄 内	156. 0	241	医師少数区域

- ※ 二次医療圏の順位は、全国335医療圏における順位
- ※「医師少数スポット」については、第2回山形県地域医療対策協議会(R1.10.10)における議論に基づき、「医師少数区域」に該当しない 「村山地域」及び「置賜地域」に「医師少数スポット」を設定

#### 産科における医師偏在指標について

(分娩件数と医師の労働時間で補正した医師数で医師の偏在を示すもの)

圏域	産科医師 偏在指標	順位	区分
全 国	12. 8		_
山形県	12. 1	23	相対的医師少数ではない県
村 山	13. 1	94	相対的医師少数ではない区域
最 上	12. 0	111	相対的医師少数ではない区域
置賜	11. 0	134	相対的医師少数ではない区域
庄 内	10. 5	148	相対的医師少数ではない区域

#### 小児科における医師偏在指標について

(15歳未満人口と医師の労働時間で補正した医師数で医師の偏在を示すもの)

(10/0/2/1976) CHERON (1976) CHERON (1976) CHERON (1976)				
	圏域	小児科医師 偏在指標	順位	区分
	全 国	106. 2	1	_
	山形県	108. 0	25	相対的医師少数ではない県
	村 山	114. 0	85	相対的医師少数ではない区域
	最 上	94. 8	171	相対的医師少数ではない区域
	置賜	108. 4	101	相対的医師少数ではない区域
	庄 内	98. 3	151	相対的医師少数ではない区域

※ 小児医療圏の順位は、全国311小児医療圏における順位

※ 周産期医療圏の順位は、全国284周産期医療圏における順位

# 医師確保の方針について(「医師確保計画策定ガイドライン」より)

### 都道府県(三次医療圏)における医師確保の方針

区分	医師確保の方針
医師少数都道府県	・ 医師の増加を医師確保の方針の基本とする。
医師少数でも多数でもない都道府県	・ 都道府県内に医師少数区域が存在している場合には、必要に応じて医師多数 都道府県から医師の確保ができる。
医師多数都道府県	・ 当該都道府県以外からの医師の確保は行わないこととする。



山形県 = 医師少数県 ⇒ 医師の増加を医師確保の方針とする。

### 二次医療圏における医師確保の方針

区分	医師確保の方針
医師少数区域	・ 医師の増加を医師確保の方針の基本とする。
医師少数でも多数でもない区域	・ 必要に応じて、医師多数区域の水準に至るまでは、医師多数区域から医師の確保を行えることとする。
医師多数区域	・ 他の二次医療圏からの医師の確保は行わないこととする。



村 山:医師多数区域

⇒ 村山管内の医師少数スポットについては、医師の確保を行うこととする。 医師少数スポット以外は、医師確保計画上の施策としては、他の二次医療圏から の医師の確保は行わないこととする。※専門研修の場合等はこの方針に該当しない。

置 賜: 医師少数でも多数でもない区域 ⇒ 必要に応じて、医師多数区域の水準に至るまでは、医師多数区域 から医師の確保を行うこととする。

最 上: 医師少数区域

庄 内:医師少数区域

⇒ 医師の増加を医師確保の方針とする。